

第5回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和5年5月18日(木) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第14号
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第15号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第16号
農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の承認について

出席委員

農業委員 6名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 大串 政一 7番 緑川 喜友 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 8名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄
17番 味原 孝一 20番 小池 力

欠席委員 6番 緑川 一男 8番 仲田 昌勝 18番 南條 博
19番 添田 勉 21番 福田 正三 22番 斉藤 英幸

事務局

事務局長

荒木 成輔

農地管理係長

岸浪 正徳

書記

会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は14名です。定足数に達しておりますので、只今より第5回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、1番 佐川修一委員、2番 根本常和委員を指名いたします。

(1) 議案第14号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 議事に入ります。議案第14号 農地法第3条第1項規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました小池力委員に報告を求めます。

- ・小池 力委員 農地法第3条第1項番号1の所有権移転について、調査をした結果を報告いたします。

調査日は、令和5年5月7日 午後1時より行いました。譲受人の ○○○さんは所要のため○○○○さんに一任し、欠席です。譲渡人の○○○○さんは、譲受人に一任するとのことで欠席です。代理人の○○○○さんも欠席です。私と農業委員の遠藤武重さんと、最適化推進委員の味原孝一さんの4人で○○○○の田の現地で調査しました。

場所は、役場から○○○○から○○○○を○○○○へ向かい○○○○を直進して500mほど行った所の○○○○があり、その裏側の○○○○にあります。現在は、耕作されていません。

譲渡人の申請理由については、譲渡人の○○○○は、畜産業を営んでいた頃は、草地として利用していたが10年ほど前に畜産業を廃業し、利用することがなくなり耕作放棄地となり、隣接している○○○○さんが

草刈りなどをし、管理していたことから当該農地が自宅の南側の隣接地なので、買い受けて自家野菜を栽培することで、子どもたちがまだ小さいので自家製野菜をたべさせてやりたいと思い、譲渡人の〇〇〇〇さんに相談し、売買の運びとなりました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の程宜しく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第14号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

・大串政一委員 農地法第3条第1項番号2の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

調査日は令和5年5月14日午前9時より行いました。

譲渡人〇〇〇〇の代理人〇〇〇〇さんが立ち合いできないため、譲受人の〇〇〇〇さん、最適化推進委員 渡邊義男さん、福田正三さん、農業委員大串政一の4人にて申請地の〇〇〇〇を調査しました。

申請場所は、〇〇〇〇を〇〇〇〇より〇〇〇〇に向かい、〇〇〇〇手前を右折し〇〇〇〇へ通じる道路を約1km進んだ道路沿い左側に位置しております。

申請理由としましては、譲渡人が〇〇〇〇と遠方のため耕作できないことから、譲受人〇〇〇〇さんが、10数年前から耕作していた土地を今後も耕作したく、売買の申し入れをしました。

周辺農地とは現在も協調しあい、影響を与えないように耕作していますので、今後も問題が発生することはないと考えられます。

以上、現地調査の結果、当案件につきましては、問題ないものと考えられますので、皆様方のご審議の程、よろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第14号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第15号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議長 次に、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は、一般住宅用敷地を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

- ・近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

日時は、令和5年5月12日午前9時30分より〇〇〇〇の現地で設定人〇〇〇〇氏の代理人及び被設定人〇〇〇〇氏の代理人 〇〇〇〇氏、荒木局長、岸浪農地管理係長、会田主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の7名で現地調査をしました。

当該地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇より200m左側に位置します。転用地は、〇〇〇〇の一部、地目畑、〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡で、利用状況は、休耕地です。

転用目的は住宅建設であります。雨水は県道側溝へ、また汚水は合併浄化槽で処理します。周囲は安定勾配であり、土砂の流出はなく、北側の残農地より1.5m程離れて建設し、その周囲に農地はなく周囲に与える影響はないと判断し、この案件は特に問題ないと思われまますので委員各位のご審議の程、よろしく願いいたします。

- ・議長 只今説明のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第15号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。
-

(3) 議案第16号

農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について

- ・議 長 次に、議案第16号 農地等の利用の最適化の推進（案）の承認についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 農地等の利用の最適化の推進に関する指針は平成29年7月に策定され、令和2年6月に改正しております。指針は3年ごとに検証・見直しを行うことになっていることから今年度が検証・見直しになります。指針では遊休農地の発生防止・解消について、担い手への農地利用の集積・集約化について、新規参入の促進についての3点について、数値目標と推進方法を定めております。さらに、農業経営基盤促進法の改正により、地域計画の目標を達成するための役割について、今回の改正で追加しております。今後は指針を目標に活動していくこととなります。

また、農業委員会等に関する法律第7条第3項において農地利用最適化推進委員に意見を聴かなければならないとされておりますので、意見があればお願いいたします。

- ・議 長 只今説明のあった議案第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の承認について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時40分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月18日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 1番

_____ 2番

.